

福祉

児童扶養手当を知っていますか

●申し込み・問い合わせ 役場健康福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

**児童扶養手当**は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援し、児童の健全な成長を願って支給される手当です。

▼対象者  
次のいずれかに該当する児童を育てている父母または養育者(父母に代わってその児童を育てている人)  
・父母が婚姻(事実婚含む)関係を解消(離婚)した児童  
・父または母が死亡した児童  
・父または母に一定以上の障害(障害年金1級相当)がある児童  
・母が婚姻によらないで懐胎した児童  
・そのほか遺棄や拘禁などにより父または母に育てられていない児童など

▼手当額  
・月額 41,430円～9,780円  
・加算  
第2子5,000円  
第3子以降1人につき3,000円  
受給者、または受給者と生計を同じくする扶養義務者の前年の所得によって決まります(所得制限額を超えると支給されません)。  
※事実上の婚姻関係(同居など内縁関係を含む)になったときや、公的年金を受け取ることができるなど手当が支給されません。この他にも支給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

募集

国税専門官採用試験受験者募集

●問い合わせ 人事院九州事務局 ☎092(431)7733 熊本国税局人事第二課試験研修係 ☎096(354)6171

▼受験資格  
(1)昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人  
(2)平成4年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げる人  
①大学を卒業した人および平成26年3月までに大学を卒業する見込の人  
②人事院が①に掲げる人と同等の資格があると認める人

▼試験の程度 大学卒業程度

▼申込方法・受付期間  
(1)インターネットによる申込み(原則) 人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。  
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>  
●申込受付期間 4月1日(月)～4月11日(木)(受信有効)  
(2)郵送または持参による申込み(インターネットによる申込みができない場合に限り)  
※申込用紙は、熊本国税局や菊池税務署に備え付けています。  
●申込受付期間 4月1日(月)～4月2日(火)(2日までの通信日付印有効)  
※申込受付期間が短くなっていますので、ご注意ください。

▼第一次試験 6月9日(日)  
▼受験申込先 全国の各国税局および沖縄国税事務所  
希望する第一次試験地により申込先が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

休日開庁

3月17日(日)、支払い窓口を開きます

●問い合わせは各窓口へ

**日** 曜日に税金などの支払い窓口を開きます。支払いがお済みでない人は、この機会をぜひご利用ください。※証明などの発行はしません。

▼支払うことができる税金など  
町税・住宅使用料・保育料・下水道受益者負担金

▼日時 3月17日(日) 午前9時～午後4時

▼場所 役場2階 住民相談室

▼各支払いの問い合わせ  
・町税 役場税務課 管理係 ☎096(293)3117  
・住宅使用料 役場住民課 住宅係 ☎096(293)3112  
・保育料 役場子育て支援課 子育て支援係 ☎096(293)5981  
・下水道受益者負担金 役場下水道課 管理係 ☎096(293)9511

年金

4月から年金記録が役場窓口で確認できます

●申し込み・問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112 熊本西年金事務所 国民年金課 ☎096(353)3261

「ねんきんネット」とはご自身の年金記録をインターネットで確認することができるサービスです。

**町** ではインターネットの利用が難しい人も安心して利用できるよう、4月から役場の窓口でも「ねんきんネット」サービスの提供を始めます。従来どおり日本年金機構ホームページから利用することもできます。

▼対象  
国民年金、厚生年金などの加入者および受給者です。ただし、旧法(老齢年金・通算老齢年金受給者)および共済(公務員・学校の先生など)加入中の人は、このサービスを利用できません。

▼確認できること  
・公的年金制度の加入履歴(共済組合加入期間を除く)  
・国民年金保険料の納付状況  
・年金見込額の試算など

▼利用方法  
・受付場所 住民課  
・利用時間 平日の午前8時30分～午後5時15分  
・必要なもの  
①運転免許証、パスポートなどの



顔写真付き証明で本人確認ができるもの(写真の無い証明は、2種類以上の証明が必要です)  
②年金手帳などの基礎年金番号がわかるもの  
・注意事項  
①代理人による申請も可能ですが、委任状と代理人の運転免許証、パスポートなどの顔写真付き証明で本人確認ができるもの、年金手帳などの基礎年金番号がわかるものが必要です  
②郵送や電話などによる受付はできません  
日本年金機構ホームページ  
<http://www.nenkin.go.jp>

税

申告は済みましたか?

●申し込み・問い合わせ 役場税務課 ☎096(293)3117 菊池税務署 ☎0968(25)2121

**平** 成24年分の所得税・町県民税・消費税(地方消費税)・贈与税の申告は済みですか。期限間近になると申告会場は大変混雑し、待ち時間が長くなります。早めに手続をしましょう。

▼申告期限  
●所得税・町県民税・贈与税 3月15日(金)まで  
●消費税(地方消費税) 4月1日(月)まで

税務署での申告相談  
(会場は菊池税務署)  
午前9時～午後4時  
(土、日を除く)  
町での所得税・町県民税の申告相談  
(中央公民館)  
午前9時～午前11時  
午後1時～午後3時  
(土、日を除く)  
※町ではお受けできない申告もあります。詳しくは広報おおづ2月号をご覧ください。

**平** 成24年分確定申告分の納付期限は次のとおりです。  
●申告所得税の納付期限 3月15日(金)



●消費税および地方消費税(個人事業者)の納付期限 4月1日(月)

**納** 税は、お近くの銀行(日本銀行 行歳入代理店)などの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)、税務署の窓口で受け付けています。また、申告所得税と消費税および地方消費税(個人事業者)の納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に振り替える「振替納税」が大変便利です。ぜひご利用ください。

**振** 替納税の振替日は次のとおりです。  
●申告所得税の振替日 4月22日(月)  
●消費税および地方消費税(個人事業者)の振替日 4月24日(水)